

佐賀県告示第159号

建築基準法第6条第1項第4号及び第22条の規定に基づく区域の指定（昭和25年佐賀県告示第619号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月26日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定により建築主事の確認を受けなければならない区域及び同法第22条第1項の規定により屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない区域として、それぞれ次のように指定する。その関係図面は、佐賀県県土整備部建築住宅課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>					<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定により建築主事の確認を受けなければならない区域及び同法第22条第1項の規定により屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない区域として、それぞれ次のように指定する。その関係図面は、佐賀県県土整備部建築住宅課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>				
指定区域		概況	面積 平方キロ メートル	区域種別	指定区域		概況	面積 平方キロ メートル	区域種別
市町	同左内訳				市町	同左内訳			
略					略				
藤津郡 塩田町	略				嬉野市 塩田町	略			
略					略				
藤津郡 嬉野町	大字下宿（一部） " 下野（ " ） " 岩屋川内（ " ） " 不動山（ " ）	東は落合橋南60メートルにある鉄塔から 高圧線沿いに井手川内に接し同地点から用途地域界に沿い東公園頂上の鉄塔に結	<u>8.14</u>	略	嬉野市 嬉野町	大字下宿（一部） " 下野（ " ） " 岩屋川内（ " ） " 不動山（ " ）	東は落合橋南60メートルにある鉄塔から 高圧線沿いに井手川内に接し同地点から用途地域界に沿い東公園頂上の鉄塔に結	<u>6.82</u>	略

改正前				改正後			
			<p>び同地点から 高圧線沿いに 上岩屋溝口の 鉄塔に至る線 以西、南は同 地点から日守 橋へ至り同橋 から塩田川に 沿い上流200 メートルに至 り同地点から 西北部180メ ートルにある 鉄塔に至る線 以北、西は同 地点から鳥帽 子岳及び夏木 山(国立病院 の裏山)の頂 上を結ぶ用途 地域界から北 へ用途地域界 に沿い町営住 宅地頂上を経 て町道内野山 線起点から 177メートル の農道と交わ</p>				<p>び同地点から 高圧線沿いに 上岩屋溝口の 鉄塔に至る線 以西、南は同 地点から日守 橋へ至り同橋 から塩田川に 沿い上流200 メートルに至 り同地点から 西北部180メ ートルにある 鉄塔に至る線 以北、西は同 地点から鳥帽 子岳及び嬉野 温泉病院の敷 地内の鉄塔の 頂上を結ぶ用 途地域界から 北へ用途地域 界に沿い市営 住宅地頂上を 経て市道内野 山線起点から 160メートル の農道と交わ</p>

改正前				改正後			
			<p>る地点を結び 同町道を境界 とし町道内野 山線終点から 町道焼山線入 口までの町道 大畑内野山線 以東、北は町 道焼山線入口 からほ場整備 地域界の水路 に沿い九州横 断自動車道に 至り同自動車 道を北へ沿い 下宿川に接し 同地点から同 川に沿い県道 佐世保嬉野線 へ至り同地点 から西へ町道 内野線と交わ り同地点から ほ場整備地域 界の町道内野 線、さらに東 へ農道及び水 路に沿い内野</p>				<p>る地点を結び 同市道を境界 とし同市道終 点から市道焼 山線入口まで の市道大畑内 野山線以東、 北は市道焼山 線入口からほ 場整備地域界 の水路に沿い 九州横断自動 車道に至り同 自動車道を北 へ沿い下宿川 に接し同地点 から同川に沿 い県道佐世保 嬉野線へ至り 同地点から西 へ市道内野小 田志線と交わ り同地点から ほ場整備地域 界の同市道、 さらに東へ農 道及び水路に 沿い嬉野温泉</p>

改正前				改正後			
			<p><u>饅頭山(仮称)</u> と標高105メ ートルの三角 点に交わり同 三角点を経て 東へ今寺水道 配水池を結ぶ 線以南、<u>今寺 水道配水池</u>か ら<u>町道下宿今 寺線</u>と国道34 号との交差点 から同国道に 沿い<u>町界</u>まで 200メートル の区域内、東 北部は<u>町界</u>小 田志川と塩田 川の合流点か ら<u>塩田川</u>に沿 い上流の落合 橋に至り同橋 南60メートル にある鉄塔に 至る。ただし、 準防火地域内 を除く。</p>				<p>病院東にある <u>鉄塔</u>と標高 104.5メート ルの三角点に 交わり同三角 点を経て東へ 今寺水道配水 池を結ぶ線以 南、<u>同池</u>から <u>市道下宿今寺 線</u>と国道34号 との交差点か ら同国道に沿 い<u>市界</u>まで 200メートル の区域内、東 北部は<u>市界</u>小 田志川と塩田 川の合流点か ら<u>同川</u>に沿 い上流の落合 橋に至り同橋 南60メートル にある鉄塔に 至る。ただし、 準防火地域内 を除く。</p>

改正前	改正後
略	略